

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

第2回 使っていますか？ 遺産分割協議証明書

遺産分割協議書は会員の皆さんはご存じであると思いますが、相続人全員の証明、押印（実印）が必要なため、相続人が多数いる場合や、相続人の1人が外国に在住している場合、遺産分割協議書を各相続人に回覧させ、全員から署名押印してもらうのは、手間も時間もかかります。また、回覧中に紛失するおそれや回覧が滞り、手続きが進まないおそれも生じます。

そこで、かかる場合には「遺産分割協議証明書」を利用しましょう。これは相続人毎に作成する遺産分割協議の結果を記載した証明書であり、各相続人それぞれに送付して、自分の遺産分割協議証明書に署名押印して返送してもらえば協議成立となります。

もっとも、全員分の遺産分割協議証明書が揃わないと、相続手続きはできません。遺産分割協議書は相続人が10人いても、1枚あれば相続手続きが可能

なのですが、遺産分割協議証明書は相続人が10人いたら10人分の遺産分割協議証明書が揃っていないと相続手続きができません。

遺産分割協議証明書には、

- (1) 本人が取得した財産について証明をする場合
- (2) 各相続人が遺産分割協議全体について証明をする場合があります。どちらでも構いません。

※以下の記載例は、本会ホームページ（市民法務部）に掲載しております



遺産分割協議証明書	
被相続人	行政 太郎 (昭和〇〇年〇月〇日生)
最後の住所	茨城県水戸市〇〇町〇丁目〇番〇号
最後の本籍	茨城県土浦市〇〇町〇番地
死亡日	令和元 年 〇 月 〇〇 日

被相続人行先大死亡により相続が開始し、共同相続人全員により遺産分割協議を行った結果、以下の相続財産を行政花子が取得したことを証明します。

1. 行政花子が取得する財産

呉波銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 1234567

令和元年〇月〇日

住 所 沖縄県那覇市〇〇町〇番地

相続人 行政花子 印

遺産分割協議証明書 記載例 1

遺産分割協議証明書	
被相続人	行政 太郎 (昭和〇〇年〇月〇日生)
最後の住所	茨城県水戸市〇〇町〇丁目〇番〇号
最後の本籍	茨城県土浦市〇〇町〇番地
死亡日	令和元 年 〇 月 〇〇 日

相続人の表示

沖縄県那覇市〇〇町〇番地
相続人 行政花子

東京都港区〇〇1丁目〇番〇号
相続人 行政一郎

北海道函館市〇〇町〇番地〇
相続人 行政二郎

被相続人行先大死亡により相続が開始し、上記共同相続人全員により遺産分割協議を行った結果、以下のとおり遺産分割の協議が成立したことを証明します。

1. 次の不動産は行政花子が相続する。

所在 茨城県水戸市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇.〇〇㎡

所在 茨城県水戸市〇〇町〇丁目〇番地〇号
築年番号 〇番〇
種類 借宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 〇〇.〇〇㎡
2階 〇〇.〇〇㎡

遺産分割協議証明書 記載例 2

2. 次の預貯金は行政一郎が相続する。
水戸信用金庫 〇〇支店 普通預金 口座番号 1234567
3. 次の預貯金は行政二郎が相続する。
水戸信用金庫 〇〇支店 定期預金 口座番号 2345678
4. 相続人全員は、本証明書に記載する以外の遺産を、行政一郎が取得することに同意した。
令和元年〇月〇日
住 所 北海道函館市〇〇町〇番地〇
相続人 行政二郎 印